

公正取引委員会における政策評価に関する基本計画

令和5年3月31日
公正取引委員会

公正取引委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、公正取引委員会における政策評価に関する基本計画を別紙のとおり定める。

(別紙)

公正取引委員会における政策評価に関する基本計画

第1 計画期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。

第2 政策評価の実施に関する方針

1 政策評価の目的

公正取引委員会は、次の目的を達成するために、その所掌する競争政策に係る政策評価制度を導入するものとする。その実施に当たっては、評価の実施体制、業務量、緊急性等を考慮し、重点的、効率的かつ計画的に行う。

(1) 施策等の成果がどの程度実現したかを重視した政策運営を行うこと

政策評価の実施を通じて、施策等の成果がどの程度実現したかを重視した行政運営を推進することにより、施策等の有効性を高めていくとともに、国民的な視点に立って成果を挙げることを一層重視する行政運営に重点を置くことによって、国民にとって満足度の高い行政を実現する。

(2) 国民本位の効率的で質の高い施策等を実現すること

政策評価の実施を通じて、国民が求める質の高い行政サービスを必要最小限の費用で提供し、効果的・効率的な政策運営を実現する。

また、政策評価の結果を施策等の企画立案やその実施に反映させるとともに、政策評価の継続的な実施を通じて得られる知見を蓄積していくことにより、公正取引委員会の施策等の質の向上及び政策形成能力の向上を図る。

(3) 施策等の意図・目的、結果等について国民に対して明確に説明すること

政策評価の実施を通じて、公正取引委員会の行政活動に関する透明性を確保することにより、国民に対する公正取引委員会の説明責任を徹底し、公正取引委員会に対する国民の信頼性の向上を図る。

2 政策評価の方式

政策評価を行うに当たっては、施策等の特性等に応じた合目的的な方法で実施するものとする。

その際、「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)に掲げられている評価の方式(別記)を始めとした適切な方式を用いるものとする。

なお、これまでの評価の方式も参考としつつ、政策の特性等に応じ意思決

定に有益な情報が得られるよう、評価の方式の不断の見直しを行うものとする。

第3 政策評価の観点に関する事項

公正取引委員会が政策評価を実施するに当たっては、施策等の「有効性」の観点からの評価を一層重視しつつ、施策等の性質によっては、「必要性」、「効率性」、「公平性」といった観点から行うものとする。また、必要に応じ、これらの観点からの評価を踏まえた「優先性」の観点からの評価を行うものとする。

各評価の観点の一般的基準は、次のとおりとし、これを踏まえ各施策等の評価基準の具体化を図るものとする。

1 「有効性」の観点

施策等の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。

2 「必要性」の観点

- (1) 施策等の目的が、国民や社会のニーズに照らして妥当か、公正かつ自由な競争を促進するという政策目的に照らして妥当か。
- (2) 行政関与の在り方からみて公正取引委員会が担う必要があるか。

3 「効率性」の観点

- (1) 投入された資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。
- (2) 必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか。
- (3) 同一の資源量でより大きな効果が得られるものが他にないか。

4 「公平性」の観点

施策等の目的に照らして、施策等の効果の受益等が公平に分配されるか、又は実際に分配されているか。

5 「優先性」の観点

他の施策等よりも優先的に実施すべきか。

第4 政策効果の把握に関する事項

- 1 政策効果の把握に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにする

ことが重要であることから、別添のとおり政策体系をあらかじめ明示する。

なお、複数行政機関に関係する政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に関係する政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

- 2 公正取引委員会は、政策評価を実施するに当たり、行政活動の結果、国民生活や社会経済に及ぼされる影響や効果である政策効果（アウトカム）を明確にし、政策効果の達成状況の適切な把握及び把握結果に基づく施策の推進又は改善を行うものとする。政策効果を適切に把握するためには、直接的かつ定量的に把握することが最も望ましいが、それが難しい場合は、間接的又は定性的に把握することも選択肢となる。例えば、取引慣行の是正を目的とした実態調査で、是正状況を直接的に観察することが困難な場合、関係者へのアンケートやヒアリングを通じて政策効果を把握することが考えられる。

政策効果の把握自体が難しい場合は、政策目的につながる初期又は中間の政策目的を設定し、それらの効果を把握することも選択肢となる。例えば、違反行為の未然防止ということが政策目的であったとして、その把握が難しい場合には、関係者の関心度を高めることや、行動の変化の契機になるものとするといった中間の政策目的を設定することも考えられる。

- 3 政策効果の把握に当たっては、対象とする施策等の特性に応じて、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。

その際、行政活動そのものや行政活動により提供された結果を測るアウトプット指標のみではなく、併せて、行政活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測るアウトカム指標を設定するものとする。例えば、単なる活動量である「件数」ではない、排除措置命令後の違反行為対象商品の価格下落率、新規参入事業者数、コンプライアンスプログラム作成事業者割合、研修受講後の行動変化率、理解度の増加率等の数値指標を用いるよう努めるものとする。また、当該政策の推進にとって定性的に把握する手法が合理的であると考えられる場合には、これによる代用や併用についても検討するものとする。

- 4 政策効果の把握に関しては、当該施策等の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合にあっては、その理解が得られる範囲内で適切な政策効果の把握に努めるものとする。

第5 事前評価の実施に関する事項

- 1 事前評価は、前記第2の2を踏まえ適切な方式で行うものとする。
- 2 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。
- 3 事前評価の実施に際しては、複数の政策代替案の中から適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるとともに、得ようとする効果や事後的な評価方法等を明らかにし、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくものとする。
- 4 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)(以下「施行令」という。)第3条第6号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うものとする。また、施行令第3条第6号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めるものとする。

第6 事後評価の実施に関する事項

- 1 事後評価は、施策等の決定後において、その効果を把握し、これを基礎として、施策等の見直し・改善や新たな施策等の企画立案及びその実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。
- 2 事後評価の実施に当たっては、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を施策等に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとする。
- 3 事後評価は、前記第2の2を踏まえ適切な方式で行うものとし、事後評価の対象としようとする施策等及び事後評価の方法は、法第7条第1項の規定に基づき、毎年度策定する事後評価の実施に関する計画(実施計画)において定めるものとする。
- 4 法第9条及び施行令第3条第6号の規定に基づき事前評価を実施した規制に係る政策については、事後評価を行うものとし、それ以外の規制につい

ても、事前評価を実施した場合は、事後評価の実施に努めるものとする。

第7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- 1 公正取引委員会が政策評価を行うに当たって、客観性の確保や実践的知識を活用するため、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から「政策評価委員」を委嘱し、政策評価委員による会合を開催するなどして、政策評価についての助言を得るものとする。
- 2 政策評価委員による会合については、原則として公開する。
- 3 学識経験者の知見の活用にあたっては、上記のほか、評価の対象とする施策等の性質、評価の内容等に応じて次のような方法を採用するものとする。
 - (1) 学識経験者からの意見聴取
 - (2) 外部研究機関の活用

第8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

各施策等を所管する課室（以下「政策所管課室」という。）は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映するものとする。

政策所管課室は、各施策等についての政策評価結果を基に、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について、公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。

また、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。

第9 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

- 1 法第10条第1項に規定する評価書の作成にあたっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、同項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的にかつ明確に記載し、その際、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものとする。
- 2 評価書の要旨は、評価書の主な内容を簡潔に記述することにより、評価結果を分かりやすく示すものとするよう留意する。

- 3 評価書の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）の考え方にに基づき適切に対応するものとする。
- 4 政策評価結果の施策等への反映状況の公表は、政策評価結果と当該結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）についてできる限り具体的に公表することにより行うものとする。
- 5 評価書や評価結果の施策等への反映状況等の公表に当たっては、公正取引委員会のウェブサイトへの掲載のほか、プレスリリース、広報拠点への備置き、窓口での配布等、国民が容易に内容を把握できるよう、適切な手段により行うものとする。

第 10 政策評価の実施体制に関する事項

1 実施体制

公正取引委員会においては、官房総務課及び政策所管課室が、相互に連携を図りながら、政策評価を実施するものとする。

2 具体的な役割分担

(1) 官房総務課の役割

- ア 政策評価の総括
- イ 本基本計画の策定等政策評価に関係する基本的事項の企画及び立案
- ウ 政策評価結果の案についての審査及び取りまとめ
- エ 政策評価委員による会合及び公正取引委員会の開催
- オ 政策評価結果の施策等への反映状況の審査

(2) 政策所管課室の役割

- ア 評価対象施策等の選定
- イ 評価対象施策等に係る評価方式の決定
- ウ 政策評価作業の実施
- エ 政策評価委員による会合での説明及び応答
- オ 政策評価結果の公正取引委員会への説明及び応答

第 11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

本基本計画、政策評価結果等については、官房総務課の窓口及び公正取引委員会のウェブサイト上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公

正取引委員会の政策評価に適切に活用するものとする。

(別記)

(1) 実績評価

各施策等について、具体的にどのような成果を挙げたか、各施策等の推進に向けて設定される目標がどの程度実現されたか等を定期的・継続的に検証するもの。法違反行為に対する措置等継続的に実施することが予定されており、目標に対してどのような実績が挙げられているかを定期的に測定する必要がある施策等を実績評価の対象とする。

目標について、具体的な達成水準を示すことが困難である場合には、これに関連した定量的又は定性的な指標を用いて、可能な限り客観的に達成度を測定するものとする。

なお、必要に応じ、実績評価を行う施策等について、これに加えて総合評価を行い、施策の効果、問題点等を把握するとともに、その原因について分析・検証を行うものとする。

(2) 総合評価

各施策等について、経済的効果をはじめとする政策効果がどの程度みられたか等を様々な角度から総合的に分析・検証するものであり、ある程度長期間にわたる検証を要するもの。多様な効果が期待されるため、多角的な分析が必要な施策、その重要性から掘り下げた分析が必要な施策等を総合評価の対象とする。

(3) 事業評価

個々の事業や取組の実施を目的とする施策等を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は取組を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、施策等の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、施策等の実施により費用に見合った効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式。

公正取引委員会の政策体系（政策目標及び主要な施策等）

公正かつ自由な競争の促進

1 独占禁止法違反行為に対する措置等

1-1 企業結合の迅速かつ的確な審査

1-2 独占禁止法違反行為への厳正な対処

2 公正な取引慣行の推進

2-1 取引慣行等の実態把握・改善のための提言

2-2 中小事業者を取り巻く取引の公正化

2-3 下請法違反行為に対する措置

3 競争政策の普及啓発等

3-1 競争政策の広報・広聴

3-2 海外の競争当局等との連携の推進

3-3 競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化等

3-4 政府規制分野等に係る調査・検討及び評価

3-5 デジタル市場における競争環境の整備

一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達